

【FAQ掲載内容の変更点】R4.4.1.1 修正部分

	新/旧	番号	Q	A
1	旧	32	先着順で申込できなかったのですが、キャンセル待ちはありますか？	支援予定件数の250件に達した場合、以降の申込についてはキャンセル待ちとなります。申込受付から取消しや辞退等が生じた際には、キャンセル待ちの受付順に、事務局より繰上げ受付のご案内をします。繰上げ受付のご案内には最大2～3か月程度要する場合がございます。
	新	32		支援予定件数に達した場合、以降の申込については受け付けできません。次回募集の際に、改めてお申し込みください。
2	旧	33	追加枠の申込期間はいつまでですか？	追加枠の申込受付期間は令和3年12月20日（月）～令和4年1月31日（月）16時30分です。予算に達し次第、終了となる場合がございます。
	新	削除	削除	削除
3	旧	35	申込にはどのような書類の提出が必要ですか？	下記2点及び、「派遣日時希望表」の合計3点です。 内容によっては追加資料のご提出、ご説明をお願いする場合がございます。 法人▶①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②発行3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し 個人▶①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②2020年分の所得税の確定申告書第一表の写し②2020年分の所得税の確定申告書第一表（2020年度以前に開業された方のみ）または個人事業の開業・廃業等届出書（2021年度に開業された方のみ）の写し
	新	34		下記2点です。 内容によっては追加資料のご提出、ご説明をお願いする場合がございます。 法人▶①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②発行3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し 個人▶【令和3年度分申込事業者】 ①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②令和2年分の所得税の確定申告書第一表の写し②令和2年分の所得税の確定申告書第一表（令和2年以前に開業された方のみ）または個人事業の開業・廃業等届出書（令和3年に開業された方のみ）の写し 【令和4年度分申込事業者】 ①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②令和3年分の所得税の確定申告書第一表の写し②令和3年分の所得税の確定申告書第一表（令和3年以前に開業された方のみ）または個人事業の開業・廃業等届出書（令和4年に開業された方のみ）の写し なお、専門家派遣支援決定後、「派遣日時希望表」を提出いただきます。記入様式については、専門家派遣支援決定後、個別にお送りいたします。

4	旧	36	申込に必要な書類の提出期限はありますか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？	受付後、必要な書類をご提出ください（提出方法は別途ご案内いたします。） なお、期日までにご提出いただけなかった場合、他の事業者様のキャンセル待ちなどの状況も踏まえキャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。
	新	35		受付後、必要な書類をご提出ください（提出方法の詳細はお申し込み後、別途ご案内いたします。） なお、期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。
5	旧	37	申込に必要な書類をすべて提出するまで、専門家派遣の日程は決まらないのでしょうか？	専門家派遣の日程は必要な書類をすべてご提出いただいた後、提出書類の内容を確認次第、連絡担当者様宛てに、派遣日時決定のご連絡を差し上げます。必要な書類はなるべく早めにご提出ください。
	新	36		専門家派遣の日程は必要な書類をすべてご提出いただいた後、提出書類の内容を確認次第、連絡担当者様宛てに、「派遣日時希望表」提出についてのご連絡を差し上げます。ご提出いただいた「派遣日時希望表」を基に、専門家より日程調整のご連絡を差し上げます。
6	旧	38	申込に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 食品関係営業許可書▶所轄の保健所 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）▶所轄の法務局 2020年分の確定申告書第一表・開業・廃業等届出書▶事業者ごとに保存したものの写しをご提出ください。 紛失の場合は所轄の税務署に再発行または閲覧をご依頼ください。
	新	37		それぞれの所轄の機関にお問合せください。 食品関係営業許可書▶所轄の保健所 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）▶所轄の法務局 確定申告書第一表・開業・廃業等届出書▶事業者ごとに保存したものの写しをご提出ください。紛失の場合は所轄の税務署に再発行または閲覧をご依頼ください。
7	旧	66	専門家にアドバイスいただいた取組と、自分が申請したい取組が違うのですが、助成対象経費として申請できますか？	専門家がアドバイスした経営基盤強化の取組に資する経費について、助成対象経費として申請可能です。
	新	65		専門家がアドバイスした飲食事業に係る経営基盤強化の取組に資する経費について、助成対象経費として申請可能です。

【募集要項の変更点】 R3.12.20修正部分

	初回枠	追加枠
営業許可	令和3年11月1日時点で有効であるもの	令和3年12月20日時点で有効であるもの

【FAQ掲載内容の変更点】R3.12.20修正部分

			Q	A
1	旧	28	新規で飲食店を開業する場合は申込できますか？	令和3年11月1日時点で飲食店営業の営業許可を取得しており・・・
	新	27		専門家派遣支援の申込開始日時点で飲食店営業の営業許可を取得しており・・・
2	旧	29	開業したばかりで飲食店営業の営業許可を取得していない場合も申込できますか？	令和3年11月1日時点で飲食店営業の営業許可を取得している必要があります・・・
	新	28		専門家派遣支援の申込開始日時点で飲食店営業の営業許可を取得している必要があります・・・
3	旧	34	申込期間はいつまでですか？	申込受付期間は令和3年11月1日（月）10時～11月30日（火）16時30分です。 予算に達し次第、終了となる場合がございます。
	新	33	追加枠の申込期間はいつまでですか？	追加枠の申込受付期間は令和3年12月20日（月）～令和4年1月31日（月）16時30分です。 予算に達し次第、終了となる場合がございます。
4	旧	42	現在、営業許可申請中で、11月中には取得予定です。 それからの提出でも良いですか？	令和3年11月1日時点で飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得している方のみ申込可能です。 それ以降に取得した方は申しいただけません。
	新	41	現在、営業許可申請中で、これから取得予定です。 その後の提出でも良いですか？	専門家派遣支援の申込開始日時点で飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得している方のみ申込可能です。 それ以降に取得した方は申しいただけません。
5	旧	47	【営業許可書】 「許可条件」の期間が専門家派遣の支援期間前に終わってしまうのですが、申込できますか？	許可条件の期間に令和3年11月1日が含まれていれば、専門家派遣には申しいただけます。 営業を続けるには営業許可の更新が必要ですので、別途所轄保健所にてお手続きください。
	新	46		許可条件の期間に専門家派遣支援の申込開始日が含まれていれば、専門家派遣には申しいただけます。 営業を続けるには営業許可の更新が必要ですので、別途所轄保健所にてお手続きください。